

令和2年2月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和2年2月26日(水) 9時00分から10時50分まで
2. 会場 : 臼杵市役所 臼杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 齋藤 克己
教育長職務代理者 垂井 美千代
委員 渡辺 義弘
委員 安東 雅幸
委員 神田 岳委(欠席)

4. 出席職員

教育次長兼教育総務課長	甲斐 尊	学校教育課長	後藤 徳一
社会教育課長	大戸 敏雄	文化・文化財課長	川野 徳明
学校給食課長	安東 信二	教育総務課総括課長代理	麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理	瀧澤 愛	社会教育課課長代理	首藤 豊武
文化・文化財課課長代理	東 貴則	教育総務課主査	米木 淳子

5. 傍聴人 木村 公治

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ちまして、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者1名で、出席者が過半数に達しましたので、臼杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可するということにし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

それでは、傍聴を許可することいたします。

(傍聴者 入場)

これより臼杵市教育委員会、令和2年2月定例会を開催致します。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、垂井委員と渡辺委員の2名を指名致します。

今回の日程のうち、

- ①「報告第2号」の「専決処分の承認を求めることについて」
(教職員(小・中学校)の内申について)
- ②「3. 協議事項」の第12号議案、「令和2年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて」
- ③第13号議案の「令和2年度臼杵市いじめ防止基本方針の改定について」
- ④第14号議案の「令和2年度臼杵市奨学生の内定について」
- ⑤「4. 学力向上について」の「臼杵市基礎基本テストについて」

以上の5つを非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、次第に沿って、2の教育長報告をいたしたいと思います。

1日 ・臼杵ふれあい学校

下南小と福良ヶ丘小に行きました。下南小は、餅つきやグラウンドゴルフ等、福良ヶ丘小は囲碁ボールをしていました。

2日 ・スポ少交流駅伝大会

市民球場でありました。今年も多くの子どもたちが参加して、天気の良い中走りました。

- 3日 ・教委事務局職員ヒアリング
1月末から全職員を対象に人事評価を含めてヒアリングを行いました。2月13日に終了しました。
- 4日 ・定例校長会
新型コロナウイルス、市の指導方針、人事異動、人事評価のヒアリングについてお話をしました。
- 5日 ・まち、ひと、しごと創生幹事会
1期が平成27年度から平成31年度までですが、それに続けて第2期総合戦略ということで、令和2年度から令和6年度までの計画について協議しました。
- 7日 ・教職大学院実習運営協議会
教職大学で、臼杵小の教諭が今年度から研修に行っています。その件での協議会がありました。
- ・夢一輪運動
ホルトホールに5千本くらいの花を飾って、県内の小学2年生を対象に来てもらい、自分の好きな花の絵を書いたりしていました。今回は、市浜小の2年生が行きました。私も少し行きましたが、子どもたちは花を見て、生き生きとした顔をしていました。
- 8日 ・合同駅伝結団式、壮行会
- 10日 ・日本水泳協会青木会長知事訪問
山内流が4月25日に聖火リレーをするということで、お礼にお見えになりました。知事が出席できなかつたので、副知事の対応でしたが、私も同席させていただきました。
- 12日 ・人権同和啓発推進協議会理事会
今年度の総括と来年度の予定について話がありました。
- 13日 ・社会教育委員会議
来年度の方針等について協議しました。成人式の扱いをどうするかも含めて話をしました。後ほど報告します。
- 14日 ・退職校長会要望
校長会の活動についての協力依頼と、教育の日の制定について要望をいただきました。
- ・読書のまちづくり推進委員会
今年度の取り組みを各団体から報告いただき、来年度に向けてどうするかの話をしました。今年は、親子読書ということで取り組んでいきました。話の中で出てきたのが、「子供たちがスマホやタブレットを使ってゲームをすることについての弊害を、親に伝えることも必要ではないか」ということで、来年度その取

り組みをしていこうという話になりました。

- 16日 ・第13回吉四六話大会
野津中央公民館で行われました。保育園年中から小学6年生までの読み語り3人、素語り12人でした。毎年上手になっていると感じました。
- 17日 ・第62回県内一周駅伝大会（～21日）
・校長人事評価ヒアリング（～20日）
目標管理シートについてのヒアリングを実施しました。各学校の取り組みについて最終の仕上げという形でヒアリングをしました。
- 19日 ・まち、ひと、しごと創生本部会議
市長が出席して、第2期の創生本部会議を行いました。
- 21日 ・幼児教育推進協議会
最後の方しか出席できませんでしたが、今年度の取り組みと次年度に向けての協議をしました。
・県立高校一次入試締切
臼杵高校が募集人員153人に対して165人ということでした。
- 22日 ・公民館まつり（～23日）
22日の開会行事に参加しました。「共にみる夢と絆といい仲間」ということで、公民館活動の成果の発表もありました。
- 25日 ・運営計画市長ヒアリング
教育委員会の報告をしました。
・小中一体、ふれあい学校協議会
出席できませんでしたが、今年度の総括と来年度の取り組みということで協議しました。
- 29日 ・子ども図書司書認定式
4期生15人に認定証を渡すこととしています。

以上で説明を終わります。補足等ありましたらお願いします。

（垂井委員）

14日の読書のまちづくり推進委員会ですが、臼杵市は何年も、全ての学校に図書司書を配置して、読書を進めているということの成果は確実に出ていていると思います。以前と比べると特に小学校は、一人の子どもが7倍も8倍も本を読む数が増えているということで、読書のまちづくりということの根は確実に張ってきているし、芽を出してきていると思います。

新年互礼会では、「今の子どもはテレビでバラエティー番組しか見ない、そして親もバラエティー番組しか見ない、新聞を読む、本を読むことをしない親が増えてきている。」という話もありました。特に新聞を取らない若い世代が増えているということも含めて、親も子

もバラエティー番組しか見ないということは、この先問題が出てくるのではないかということでした。

一方で、1か月に1回必ず新聞を使った授業づくりということで、研究会がありますが、やはり新聞を読む習慣を身に付けておくことで、時事問題への関心、理解するということや、読解力がついていくということに繋がるのではないかと感じます。新聞を読む家庭が少なくなっているという中で、家庭もですが、学校が読書を進めていくということの効果はとても大きいと思います。臼杵市の教育の一つの方針で、ずっと続けていくのがよいと思いました。

16日の吉四六話ですが、お話の楽しさを知って出てくる確かな言葉が、豊かな表現力を生んでくると思います。本当に身振り手振りで表現していて、思わず会場が温かさと笑顔でいっぱいになって拍手が起きました。これも13回してきたことの成果だと思います。以前は、親がついていてもステージに上がれない子もいましたが、今は、小さくてもステージに上がって、きちんと礼もして自分の役目を果たして下りてきます。そういうことを学んでいく一つの大切な場だと思います。

幼児教育推進協議会では、「幼児教育アドバイザーで繋いでいく」との発表がありました。が、「しらしんけん遊ぶ」羅針盤は確実に根付いたと思いました。幼保小の連携がしっかりと出てきたと思います。園長が中心になっているわけではなく、担当者たちが話をしながら、小学校の低学年部の先生を中心に連携して進めています。「園児に小学校にきていただいて楽しい時間を過ごす」ということが本当に自然で、どの子も生き生きしていました。みんなが同じ方向に向いているということが、これだけの成果に繋がっているということを実感させていただきました。幼保小が繋がっていくということの素晴らしさを感じました。

(教育長)

ありがとうございました。その他、質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

3. 協議事項

(教育長)

これより「次第3.の協議事項」に入りますが、「報告第2号」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

(教育長)

それでは、これより、議案審議に入りますが、その前に、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 入場)

それでは、第7号議案の「臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」説明をいたします。

(教育次長兼教育総務課長)

第7号議案 臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について
臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校施設使用条例施行規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、施設の一部のみの使用をさせることができる。この場合において、当該一部使用に係る使用料は、条例別表に定める額と同額とする。

理由としては、現行の条例・規則では、そもそも一部使用(1面ごとの貸し出し)の定めがなかったことから、規則第4条に「一部のみの使用」についての、使用料の取扱いを明記し、統一する必要があるためです。本規則は、「臼杵市立学校施設使用料条例」の施行に関し、必要事項を定めたものです。条例別表では、学校施設を市民等に供用させる場合の使用料を定めており、屋内運動場(講堂)の使用料は、330円という表現になっています。しかし、本規定の解釈が明確でないために、1つの体育館でバスケやバレー等のコートが2面とれる場合に、学校毎に異なる取扱いが生じていました。具体的には、2面使用しても330円の学校と2面使用した場合は倍にして、660円にしている学校がありました。そのため、使用料の取り扱いを明確にし、全ての学校で、「1面でも2面でも330円」とする取扱いに統一することとし、規則改正に至りました。今後は、解釈の違いがないように、十分学校等に指導を行っていきたいと思います。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第7号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第8号議案の「臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

第8号議案 臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会事務局組織規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「人権同和教育室」を「部落差別解消推進・人権教育室」に改める。

別表の学校教育課の項第12号、第13号及び第14号中「人権同和教育」を「部落差別解消推進・人権教育」に改める。

理由としては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、部落差別の解消及び様々な人権問題を解消し、差別のない明るい社会の構築をめざし、本市における教育及び啓発活動の推進に必要な体制づくりに必要であるためです。この規則は、令和2年4月1日から施行します。補足の説明ですが、市長部局においては、平成31年4月1日から、「同和人権対策課」を「部落差別解消推進・人権啓発課」に変えています。大分県では、現在入っている情報では、令和2年4月から「人権同和対策課」を「人権尊重部落差別解消推進課」に改称する予定と伺っています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第8号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第9号議案の「臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部改正について」説明をお願いします。

(社会教育課長)

第9号議案 臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部改正について

臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則（平成22年教育委員会規則第12号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。

臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部を改正する規則

臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則（平成22年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員設置規則

第1条中「社会人権・同和」を「部落差別解消推進・社会人権」に改める。

第2条第1号及び第2号中「同和地区」を「臼杵市」に改め、同条第3号中「同和」を「部落差別」に改め、同条第4号中「社会人権・同和」を「部落差別解消推進・社会人権」に改める。

この規則は、令和2年4月1日から施行します。理由としては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、臼杵市では「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、その方針に沿って臼杵市全体で部落差別の解消の推進に取り組んでいます。それに伴い、関係する人権に関する条例・審議会及び担当課の組織名称等を変更しており、本規則においても同様の改正を行うためです。

参考（臼杵市における部落差別の解消の推進に関連した名称変更）

条 例 臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（旧）
臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例（新）

審議会 臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会（旧）
臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会（新）

課 名 同和人権対策課（旧）
部落差別解消推進・人権啓発課（新）

協議会 臼杵市人権・同和教育啓発推進協議会（旧）
臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会（新）

（教育長）

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

（意見なし）

(教育長)

第9号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第10号議案の「臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正について」説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

第10号議案 臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正について

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部を改正する訓令

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領（平成17年臼杵市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「1年」を「6月」に改める。

様式第1号中「任意保険の証書の写し」の次に「(任意保険の証書がない場合は、契約内容を確認できるもの)」を加える。

理由としては、学校職員における出張等での自動車使用について、運転免許取得後の使用可能となる時期を早め、提出が必要な使用車両の任意保険の証書における条件緩和を行うためです。「臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領」の対象は、県費負担教職員等で、事務職員も含まれます。これらの職員について、これまでは出張等に係る自家用車使用ができるのは、免許取得後1年後としていましたが、県下の状況等を見ると、6月となっているところが多いため、6月に短縮するというものです。

また、教職員は自家用車の登録をするものとなっています。これまでは、任意保険の証書の写しを必ず添付することとなっていました。今、ネット保険というものがあり、ネット保険の場合は、証書を発行しない場合もあります。現状ネット保険に入っている教職員もいるため、それに対応するために、「任意保険の証書がない場合は、契約内容を確認できるもの」の条文を付記したものです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第10号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第11号議案の「成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて」説明をお願いします。

(社会教育課長)

第11号議案 成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて

民法改正による成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定に基づき議決を求めます。成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されることに伴い、これまで開催してきた「成人式」の今後の取扱いについて、次のとおり提案します。大きく3点あります。

1. 対象とする年齢は、本年度の新成人へのアンケート(90%以上が20歳を選択)及び社会教育委員会議への意見聴取の結果を参考とし、成人式対象年齢を現行どおり20歳とする。
2. 開催日は、従前のおり「成人の日」(1月第2月曜日)の前日に開催する。
3. 施行日は、令和5年より変更し施行する。

アンケート結果の具体的な内容としては、18歳を成人式とした場合、高校3年生はセンター試験の時期であるということが一番多い回答でした。

県内各市町村の検討状況についてですが、昨年末の県の調査では、ほとんどは検討中となっています。近隣の一部の市町村に聞いたところ、「まだ正式な決定はしていないが、事務局段階では、これまで通り20歳で開催の方向で検討している。」というところも多かったです。

また先般、社会教育委員会議を開催しました。国等の全体を統一した考えはないのかという質問が出ました。国の成年年齢引き下げに対する考え方、そして成人式の開催に対する考え方については、「成年年齢は引き下げるが、式の開催については各自治体での意思決定」となっています。今後は、方向が決定した段階で、様々な機会を通じて広く市民の方に周知を行っていきたいと思っています。

(教育長)

先般、社会教育委員の意見をいただきましたが、一番心配をされていたのが、飲酒やタバコについてです。成人が18歳となることで、その辺をしっかりと議論していく必要があるの

ではないかという意見がありました。また、「式はやはり20歳でして、「二十歳の会」と名称を変えてしてはどうか。」等の意見もありました。そのようなことを受けて今回提案をさせていただきました。今後、「教育委員会ではこのような決定をした」ということで市長に報告して、最終的な決定をする形になりますが、その前に教育委員の方よりご意見をいただきたいと思っております。ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(垂井委員)

賛成です。20歳ですることがよいと思っております。一つの理由は、もう社会人として経済的に自立している人も3～4割いると思っておりますが、まだ大学生で、経済的に自立をしていない人も多くいるので、18歳ですることはあまり意味がないのではと思っております。もう一つは、寿命が延びているので、そんなに早くしなくてもよいのではないかと思います。

(安東委員)

私も賛成です。一番の理由は、やはりセンター試験の前ですということとは不可能に近いと思っております。

(渡辺委員)

私も20歳がよいと思っております。高校に在籍のまま成人式というのはちょっと違和感があります。

(教育長)

ありがとうございます。法が施行されるまでまだ期間がありますが、成人式を迎える方は準備が大変だと思うので来年、市としての方針を出したいと思っております。第11号議案については、提案通りでよろしいでしょうか。

(委員承認)

これより、第12号議案から第14号議案及び「4. 学力向上について」の「臼杵市基礎基本テストについて」まで、非公開となりますので、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

5. 教育予算等について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に入ります。委員の皆様より、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

6. その他

(教育長)

それでは、これより、「6. その他」に入ります。

(教育次長兼教育総務課長)

資料等はありませんが報告です。昨日、県の教育委員会が開催され、その中で規則の一部改正を行いました。「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則」の一部改正です。改正の要点としては、今話題となっている働き方改革に絡めて、「法定外の在校時間の上限を定める」というものです。「法定外の在校時間」というのは、一言で言うと、「超過勤務時間」です。県の規則の中ということで県立学校が対象となりますが、1ヶ月のいわゆる超過勤務時間の上限を「45時間」とする、また1年の上限を「360時間」とすることを盛り込んだ規則の改正が行われました。これに関しては、一部例外規定もありますが、ここについての説明は今日行いません。県教委で県立学校の職員における超勤時間の上限が定められたので、これに準じて、市町村教育委員会においても市立学校教職員における超勤時間の上限を定める必要がありますので、各市の取り組みの状況を見ながら、なるべく早い時期に教育委員会において、おそらく県の考え方に沿っての作りになると思います。白杵市の考えをお示ししたいと思いますので、あらかじめご報告します。

(教育長)

これから働き方改革の一環で、勤務時間を定めなければならない、市としての方針を定める必要があります。また改めて提案をさせていただきます。その他よろしいですか。

(学校教育課長)

委員さん方へ「高等学校第一次入学者選抜当初志願状況」の資料をお配りしています。新聞報道等もされていますが、白杵高校、海洋科学高校は募集人員を上回っています。白杵市内の中学生の志願状況ですが、大分市では上野丘高校を中心に挑戦しようというという生徒が多くいます。人数は、白杵高校が77名、海洋科学高校が18名という志願状況となっていますのでお知らせです。

(教育長)

白杵高校は、165人の志願が出てその内の77人が市内です。

(教育次長兼教育総務課長)

もう一点です。委員の皆さんも新聞報道等でご承知かと思いますが、現在、数年後に一人1台パソコンの導入の取り組みが文科省より示されています。今年度はそれに向けた基盤の整備に関して、国の補正予算があります。数年後に一人1台パソコンを導入したときに耐えうるLAN配線等の基盤ができていないかということで、「もしできていないところがあれば、補正予算をつけるので基盤整備をしてください。」という文科省からのお知らせがありました。それを受けて臼杵市教育委員会では、全18校の基盤調査を行いました。理論的には耐えうる状況にありましたので、今回の補正予算は活用しない方針としました。ただ、実際に調査をしてみると、やはりダメだったとなる可能性もありますので、今年度中に改めて専門業者等による調査を行い、本当に耐えうる基盤となっているか確認し、もし不足の部分があれば来年度の補正予算にて対応したいと思っていますのでお知らせします。

(教育長)

国のGIGAスクール構想で、授業の仕方等が随分変わってくると思います。学習指導要領等も変わってきますが、先生たちが大変な時期がくるのではないかと感じました。行政としてできるところは、今取り組んでおかないといけません。一人1台パソコンの使い方もあるし、どういう使い方ができるかの研究も進めていく必要があると感じています。設備的には、教育総務課を中心に進めています。その他何かありますか。

(垂井委員)

コロナウイルスの関係ですが、入ってきてからでは遅いと思います。これだけの感染力があつて、広がっているのも、もし感染者が確認された場合には、すぐ公表ができるような備えをしておく必要があると思います。地方なので、病院に大人数の検査ができる体制が整っているかというのも気になりますし、学校や保育園や幼稚園を一斉に休校、休園にするにしても、子どもをどうしたらよいかということもありますので、臼杵市はいち早く危機感をもってほしいと思います。市として「市民への対応はどうか」、「病院はどこが収容できる」、「感染が疑われる場合はどうか」ということを含めて、教育委員会は学校関係を全て休校にするとした場合に親子共に困ると思います。コロナウイルスへの対応の像を描いて、提示できる部分は提示しておく必要があると思います。早期に想定をして対応しておくことが大事だと思います。

(教育長)

ありがとうございます。新型コロナウイルス対策で、今垂井委員が言われたのは市全体に該当することだと思いますが、今、保険健康課が中心となってこれからの検討を進めており、対策会議も開いています。教育委員会は、学校現場を抱えていますので教育委員会内でしっかり考えていきたいと思っています。その他、何かご意見等ありませんか。

(渡辺委員)

子どものマスクの確保をする等何かしないといけないのかなと思います。

(教育長)

マスクは、今在庫がない状況なので、アルコール消毒については学校に配って、卒業式等の集まる場面では特にしっかりしていきたいと思います。

(教育長)

これもちまして、2月定例教育委員会を閉会します。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
